

実績評価書

資料1-1

(厚生労働省1(I-1-2))

施策目標名	効率的かつ質の高い医療を提供するために病床機能の分化・連携を推進とともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること(施策目標I-1-2) 基本目標I:安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康作りを推進すること 施策大目標1:地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること																	
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法(昭和23年法律第205号)により、 ・国は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制(以下「医療提供体制」という。)の確保を図るための基本的な方針を定め、都道府県は、当該方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(以下「医療計画」という。)を定める。 ※ 都道府県は、五疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)五事業(救急医療、災害時における医療、べき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。))及び在宅医療ごとに、必要な医療機能(目標、医療機関に求められる事項等)と各医療機能を担う医療機関の名称等を医療計画に記載し、地域の医療連携体制を構築。 ・都道府県等は、必要があると認めるときは、病院に対して、立入検査等を実施することとされている。 ○ 消防法(昭和23年法律第186号)により、都道府県は、傷病者の搬送・受入れの実施基準を定めることとされている。 ○ 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)により、国は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図っている。 ○ 介護保険法における市町村の地域支援事業に在宅医療・介護連携推進事業を位置づけ、市町村を主体とした在宅医療と介護の連携を図っている。 																	
施策実現のための背景・課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td> <td colspan="5">少子高齢化の進展に対応するため、地域における病床機能の分化・連携を推進するための医療提供体制の構築が課題となっている。</td></tr> <tr> <td>2</td> <td colspan="5">高齢化の進展に伴い、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ要介護者や認知症高齢者が増加するなど、医療と介護を一体的に提供できる体制が求められており、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まっている。</td></tr> </table>						1	少子高齢化の進展に対応するため、地域における病床機能の分化・連携を推進するための医療提供体制の構築が課題となっている。					2	高齢化の進展に伴い、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ要介護者や認知症高齢者が増加するなど、医療と介護を一体的に提供できる体制が求められており、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まっている。				
1	少子高齢化の進展に対応するため、地域における病床機能の分化・連携を推進するための医療提供体制の構築が課題となっている。																	
2	高齢化の進展に伴い、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ要介護者や認知症高齢者が増加するなど、医療と介護を一体的に提供できる体制が求められており、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まっている。																	
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由													
	目標1 (課題1)	医療計画に基づく医療提供体制の構築			地域において切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることが必要であるため。													
施策の予算額・執行額等	目標2 (課題2)	在宅医療・介護連携の推進			増大する慢性期の医療・介護ニーズに対しては、在宅医療を含め、医療・介護のネットワーク全体で対応していくことが必要であるため。													
	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度												
施策の予算額・執行額等	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	185,016,043	263,385,671	90,683,236	302,475,615												
		補正予算(b)	4,697,859	0	5,424,926	2,159,632												
		繰越し等(c)	1,329,434	3,539,904	-2,513,531	0												
		合計(a+b+c)	191,043,336	266,925,575	93,594,631	304,635,247												
		執行額(千円、d)	180,420,514	248,923,752	92,693,238	266,258,429												
		執行率(%、d/(a+b+c))	94.4%	93.3%	99.0%	87.4%												
施策に関する内閣の重要な政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)															
	-	-	-															
達成目標1について		医療計画に基づく医療提供体制の構築																
指標1 一般市民が目撃した心原性心肺停止者の一ヶ月後の生存率(救命率) (アウトカム)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																	
	救急医療は直接患者の生死に関わる医療であり、救急患者を円滑に受け入れ、早期に治療を行うことで生存率(救命率)の向上を図ることは重要な課題である。また、一般市民が応急手当(心肺蘇生)を行うことで良好な生存率を期待することができることから、一般市民が目撃した心原性心肺停止者の一ヶ月後の生存率(救命率)を測定し、その数値を前年度と比較して向上させることを目標とした。 ※集計は年単位																	
	基準値	実績値				目標値												
	-	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度												
	-	13.0%	13.3%	13.5%	13.9%	集計中 (令和3年3月頃)												
	年度ごとの目標値	前年 (12.2%)以上	前年(13.0%)以上	前年(13.3%)以上	前年(13.5%)以上	前年(13.9%)以上												
	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																	
	救急医療は直接患者の生死に関わる医療であり、救急患者を円滑に受け入れ、早期に治療を行うことで救命後の後遺症の軽減等の向上も重要な課題である。また、一般市民が応急手当(心肺蘇生)を行うことで良好な社会復帰率を期待することができることから、一般市民が目撃した心原性心肺停止者の一ヶ月後の社会復帰率を測定し、その数値を前年度と比較して向上させることを目標とした。 ※集計は年単位																	
	基準値	実績値				目標値												
	-	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度												
指標2 一般市民が目撃した心原性心肺停止者の一ヶ月後の社会復帰率 (アウトカム)	-	8.6%	8.7%	8.7%	9.1%	集計中 (令和3年3月頃)												
	年度ごとの目標値	前年(7.8%)以上	前年(8.6%)以上	前年(8.7%)以上	前年(8.7%)以上	前年(9.1%)以上												

達成目標2について

在宅医療・介護連携の推進

		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
測定指標	指標10 在宅医療を行う医療機関の数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野⑦】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	在宅医療を提供する医療機関数が増加することが、在宅医療の提供体制の充実につながることから、当該数値を前回調査と比較して向上させることを目標とした。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】									
		基準値	実績値						目標値	主要な指標	達成
		平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	次回調査年度(令和2年度)		○	-
		22,869件	-	-	22,869件	-	-	前回調査(22,869件)以上			
	年度ごとの目標値		-	-	前回調査(23,289件)以上	-	-				
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
	指標11 人生の最終段階における医療・ケアに関する本人の意思決定支援を行う医療機関の割合 (アウトカム)	人生の最終段階における医療・ケアについて、本人の意思決定を支援する医療機関数が増加することが、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるなどを掲げる地域包括ケアシステムの構築につながることから、当該数値を前回調査と比較して向上させることを目標とした。									
		基準値	実績値						目標値	主要な指標	達成
		平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	次回調査年度(令和4年度)		○	-
		28.6%	-	-	28.60%	-	-	前回調査(28.6%)以上			
	年度ごとの目標値		-	-	前回調査(19.7%)以上	-	-				
【参考】指標12 市区町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業における事業項目の平均取組個数		実績値									
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度				
			2.5	4.2	5.7	-	-				

※ 平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②【目標達成】
	総合判定	<p>(判定結果) A【目標達成】</p> <p>(判定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1～3、6～9については、令和元年度実績値は集計中であるが、指標7及び指標9以外では、平成27年度から平成30年度のいずれの年度においても目標値を達成している。 ・ 指標7については、平成27年度から平成30年度の間で、目標値を下回る年度(平成27年度及び平成29年度)があるものの、経年変化としては減少傾向にあることから、目標を達成していると見なすことができる。 ・ 指標9については、平成30年度は僅かに目標値を達成できており、また、平成27年度以降の傾向としても改善傾向があるとは判断できないため、目標については概ね達成と判断した。 ・ 以上のことから、主要な7指標中、5指標で目標を達成、2指標は判定不能であることから、施策目標の達成に向けて現行の取組が有効かつ適切に実施されていると考えられ、全体として目標を達成していると判定した。
		<p>(有効性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1及び2については、令和元年度の実績値は集計中であるため達成率の正確な把握は困難であるが、心肺停止者の一ヶ月後の生存率及び社会復帰率は年々向上しており、平成27年度から平成30年度まで一貫して目標値を達成していることから、当該施策は有効に機能している。 ・ 指標3については、令和元年度の実績値は集計中のため達成率の正確な把握は困難であるが、毎年度において前年度の実績値を上回る結果となっていることから、当該施策は有効に機能している。 ・ 指標4については、令和元年度のDMATのチーム数は対前年度比で60チーム増加しており、当該施策は有効に機能している。 ・ 指標5については、無医地区が減少傾向にある(※1)中、医療活動回数は概ね同水準で推移しており、当該施策は有効に機能している。 <p>※1 無医地区の推移 平成21年10月:705地区、平成26年10月:637地区、令和元年10月:601地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標6及び7については、令和元年度の実績値が集計中であるため達成率の正確な把握は困難であるが、周産期死亡率、幼児死亡率のいずれも減少傾向にある。加えて、令和元年度も達成を見込んでおり、当該施策は有効に機能している。 ・ 指標8については、直近の数値を把握できていないが、平成27年度から平成29年度までは毎年度前年度の実績値を上回る高い遵守率を維持する結果となっていることから、当該施策は有効に機能している。 ・ 指標9については、令和元年度は集計中であるため、達成率の正確な把握は困難であるが、平成30年度の実績値が前年度の実績値を上回る結果となってはいるが、実際に増減された病床数として医療機関から得られた有効回答が増加したためである。今後も2025年における必要病床数への移行を目指し、病床機能の分化・連携を図っていく。 ・ 指標10の在宅医療を行う医療機関の数は3年周期で実績値を把握しているが、直近の調査結果(平成29年度)は前回調査(平成26年度)と同程度であり、今後一層の在宅医療提供体制の整備に向けた取組が必要となる。 ・ 指標11の本人の意思決定支援を行う医療機関の割合は概ね5年周期で実績値を把握しているが、直近の調査結果(平成29年度:28.6%)は前回調査(19.7%)を上回っており、当該施策は有効に機能している
		<p>(効率性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1及び2について、救急医療は直接患者の生死に関わる医療であり、救急患者を円滑に受け入れる体制等の充実を図ることは重要な課題であるが、心肺停止者の一ヶ月後の生存率及び社会復帰率は年々向上しており、執行額は毎年度ほぼ同額でありながら、目標値を概ね達成しているため、本施策は効率的に機能している。 ・ 指標3に関しては、医療機関における耐震診断に要する経費を補助することにより、耐震診断の実施を促進しているが、耐震不明の病院の耐震診断に要する経費を補助するものであって、必要なものに限定されている。また、平成27年度から平成30年度まで、当該予算額及び執行額は毎年度ほぼ同額でありながら、毎年度目標値を達成しており、本施策は効率的に機能している。 ・ 指標4について、災害時の医療体制の確保に向け、災害派遣医療チーム(DMAT)養成研修を開催することにより、毎年度DMATを60チーム前後養成している。また、当該予算額及び執行額は年々増加しているが、需要のある事業を把握した上で必要な予算を確保していることから、効率的な運用がなされている。 ・ 指標5に関しては、都道府県単位で「べき地医療拠点病院」を編成し、巡回診療、代診医等派遣等の各種事業を実施しているが、各都道府県から提出される実績報告書により、需要のある事業を把握した上で必要な予算を確保していることから、効率的な運用がなされている。 ・ 指標6及び7について、執行額は毎年度ほぼ同額でありながら、周産期死亡率、幼児死亡率のいずれも減少傾向にあることから、目標値を概ね達成しており、本施策は効率的に機能している。 ・ 指標8について、各都道府県等に対して情報提供し周知徹底等を行うことにより、遵守率が低い項目を改善でき、医療の安全・質の向上に繋がっている。直近の数値を把握できていないが、毎年度前年度の実績値を上回る結果となっていることから、当該施策は効率的に機能しているといえる。 ・ 指標9について、令和元年度は集計中であるため、達成率の正確な把握は困難であるが、平成30年度の実績値が前年度の実績値を上回る結果となってはいるが、実際に増減された病床数として医療機関から得られた有効回答が増加したためであり、執行額は毎年度ほぼ同額でありながら、目標値を概ね達成していることから、当該施策は効率的に機能している。 ・ 指標10について、執行額は毎年度ほぼ同額でありながら、在宅医療を提供する医療機関数は前回調査と同程度であり、目標値を概ね達成していることから、本施策は効率的に機能している。 ・ 指標11については、人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取り組み(人生会議)について国民向け普及啓発を行うために執行額の増加がみられるが、人生の最終段階における医療・ケアに関する本人の意思決定支援を行う医療機関の割合は増加傾向にあり、本施策は効率的に機能している。
評価結果と今後の方向性	施策の分析	

	(現状分析)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1及び2について、救急医療は直接患者の生死に関わる医療であり、救急患者を円滑に受け入れる体制等の充実を図ることは重要な課題である。心肺停止者の生存率及び社会復帰率は年々向上しているものの、さらなる向上を図るため、引き続き、救急医療体制の整備を図っていく必要がある。 ・ 指標3について、国土強靭化アクションプラン2015(平成27年6月16日国土強靭化推進本部決定)において、地震発生時の医療拠点となる災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率を平成30年度までに89.0%とする目標を定めていたが、平成30年度には耐震化率90.7%となり、目標を達成するなど耐震化を着実に推進している。引き続き災害発生時における医療提供体制の整備のため、耐震化を進める必要がある。 ・ 指標4について、東日本大震災の際の課題を検証した「災害医療のあり方に関する検討会」結果報告(平成23年10月)を踏まえ、災害派遣医療チーム(DMAT)養成研修を開催し、DMATを60チーム養成(平成30年度チーム数:1,686チーム⇒令和元年度チーム数:1,746チーム)している。引き続き、災害時の医療提供体制の確保に向け、南海トラフ地震及び首都直下地震の被害想定を踏まえたDMAT必要数の検討が必要であり、必要数に基づくDMATの養成を毎年着実に実施していく必要がある。 ・ 指標5については、へき地医療拠点病院における、無医地区等への巡回診療、へき地診療所等への医師派遣及び代診医派遣の回数について、年12回と数値目標を通知において示しているが、3事業の合算の実施回数が12回未満の医療機関も34.8%(平成29年度実績)存在しているなど、依然十分な診療体制がない地域も存在することから、引き続き支援を実施していく必要がある。 ・ 指標6及び7について、本施策は都道府県が策定する医療計画に基づき、地域の医療提供体制を整備する事業となっていることから、各種国庫補助等により都道府県の取組を支援し、引き続き、地域において高度・専門的な医療を効果的に提供する周産期医療体制・小児救急医療体制の整備を図っていく必要がある。 ・ 指標8については、全体としての遵守率は目標値を達成しているが、個々の検査項目を見た場合、遵守率の低い項目(医療法許可事項の変更等)も存在することから、今後、個々の検査項目の遵守状況にも着目する必要がある。 ・ 指標9については、今後のさらなる高齢化の進展を見据え、引き続き質が高く効率的な医療提供体制の整備を図るために、今後も2025年における必要病床数への移行を目指し、病床機能の分化・連携を図っていく必要がある。 ・ 指標10については、高齢化の進展などによる在宅医療の需要の増加が見込まれるため、「医療計画の見直し等に関する検討会」において取りまとめられた在宅医療の見直しの方向性等を踏まえ、引き続き、在宅医療提供体制の整備を図っていく必要がある。 ・ 指標11については、地域包括ケアシステムの構築において、本人の意思決定を支援する体制の充実を図ることは重要な課題である。引き続き、医療・ケアに関する本人の意思決定支援を行う医療体制の整備を図っていく必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者会議WG後に記載しますので、現時点での記載は不要です。				
参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・「救急救助の現況」(消防庁) URL:https://www.fdma.go.jp/publication/rescue/post-1.html ・「周産期医療体制の充実」 				
担当部局名	医政局地域医療計画課 医政局歯科保健課 老健局老人保健課	作成責任者名	医政局地域医療計画課長 鈴木 健彦 医政局歯科保健課長 田口 円裕 老健局老人保健課長 真鍋 鑿	政策評価実施時期	令和2年9月